

氏名	まつやま ゆうへい 松山 祐平		
学位の種類	博士（法学）		
報告番号	甲第 1747 号		
学位授与の日付	平成 31 年 3 月 14 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当（課程博士）		
学位論文題目	アメリカ合衆国における自動実施条約法理の起源と展開 —合衆国連邦裁判所の判決を中心として—		
論文審査委員	（主査）	福岡大学	教授 山下 恭弘
	（副査）	福岡大学	名誉教授 長谷川 正国
		大阪市立大学	教授 平 覚

内 容 の 要 旨

1. 研究の目的

本論文は、アメリカ合衆国における自動実施条約に関する諸法理の歴史的展開を解明することを目的とする。合衆国憲法は、すべての条約は国の最高法規であると規定するが、すべての条約が合衆国の裁判所において執行されうるわけではない。すなわち、条約が非自動実施的である場合には、裁判所は実施立法なくしてそのような条約を執行することはできない。

自動実施条約に係わる問題は、わが国でも議論されてきたが、この問題は合衆国を起源とし、建国以来存在してきた。合衆国における議論には「あまり進展がみられない」と指摘されたこともあったが、合衆国の自動実施条約に関する法理は著しく拡大し、最近においても 2008 年の最高裁判決を受けて再び活発に議論されるようになった。しかしながら、自動実施条約の問題は非常に複雑である。裁判所はなぜ直接的に条約を執行することができないのか、そしてなぜ実施立法が必要とされるのかという問題が存在し、自動実施性の判断基準も多様である。

そこで、本論文では、これまで活発に議論されてきたが、複雑かつ解決困難なまま取り残されている自動実施条約に係わる問題について、合衆国の裁判所の動向を注視し、これを主たる素材としながら問題解明に努めることを目的とする。とりわけ、条約の優位 (supremacy) と自動実施 (self-execution) の関係、および自動実施条約の議論における意思の問題に注目している。条約の優位と自動実施という問題は、連邦裁判所において区別して取り扱われてきたが、しかし現在ではこれらは区別されない傾向にある。また、自動実施性の判断における意思の問題は非常に重要な要素となっており、意思が議論されるようになった背景を探る。

2. 研究の方法と対象および結果

第1部では、連合規約の下での条約の取扱いを検討し、合衆国憲法において条約の国内的地位を規定する最高法規条項の成立過程を分析する。連合規約下においても、条約の優位や自動実施という考え方は存在し、また最高法規条項の制定および批准の議論においては、条約は自動実施性にかかわらず州法に優位すると考えられていたことが指摘される。

第2部においては、条約の優位および自動実施の問題に関する重要な最高裁判決を分析する。Ware 判決は、最高法規条項によって憲法上有効な条約は州法に優位することを確認し、自動実施条約のリーディング・ケースである Foster 判決は、三つの観点から解釈されうる。また、連邦議会では、ジェイ条約実施の議論を通じて、連邦議会の権限との関係で実施立法が必要とされるという考え方が形成された。そして、連邦裁判所は条約の優位と自動実施という2つの問題を区別し、条約の優位は州法と条約の関係を処理するために問題となり、条約の自動実施は連邦制定法との間で後法優位の原則を適用するために議論されたことが判明する。

第3部は、意思に基づく法理の出現の背景およびその影響を探り、加えて、国連憲章の自動実施性が問題となった Fujii 判決を分析する。意思に基づく法理は、Edwin D. Dickinson によって提唱され、その理論は国務省の立場にも影響を及ぼした。また Fujii 判決では、州法との関係においても条約の自動実施性が問題となるとの立場を表明し、条約の優位と自動実施の問題が同じ次元で議論されることとなった。

第4部においては、Fujii 事件や人権条約の締結を受けて高まった最高法規条項の修正の議論を分析する。そして、この議論によって、上院が一定の規定を非自動実施とする宣言を採択する慣行が形成された。このような宣言は、自動実施性の判断に際して裁判所によって依拠された。また、1970年代以降、自動実施条約の問題を議論することが多くなった下級裁判決を検討する。裁判所は、意思に基づく法理だけではなく、司法判断適合性や私的訴権の観点からも自動実施条約に係わる問題を議論するようになったことが分かる。また、対外関係法に関する2つのリステイトメントも発表された。両リステイトメントとも、州法との関係においても条約の自動実施性を判断する立場、および意思に基づく法理を採用した。とりわけ第三リステイトメントは、条約当事国全体の意思ではなくて、合衆国の意思を考慮する立場を是認した。

第5部では、連邦裁判所において議論されることが多くなった領事関係に関するウィーン条約に関する問題を取り扱う。判例の積み重ねを通じて、条約の自動実施の問題と条約が個人の権利を付与するか否かの問題は別個のものと考えられるようになった。また、2008年にはICJ判決の国内的効力が問題となった Medellín 判決が議論される。本判決は、主に三つの観点から解釈することができる。そして、同判決は、合衆国の意思を考慮するアプローチを採用し、私的訴権の法理および執行府の条約実施権限を否定するような立場を表明した。

最後に、第6部では、まず第四リステイトメントを分析する。このリステイトメントは、第三リステイトメントの立場を継承しながらも、Medellín 判決などの最新の議論を取り

入れた。そして最終章では、自動実施条約に関する諸法理を整理するとともに、自動実施性の判断基準、および最高法規条項と非自動実施条約の関係を明らかにする。学説では、自動実施条約の類型化が行われてきた。そして、一定の場合には、裁判所の援用するアプローチは明らかである。また、最高法規条項との関係では、非自動実施条約とは、最高法規であるが裁判上執行されえない条約と考えられる。

3. 結論

条約の優位および自動実施という問題は、合衆国の建国以来存在し、問題となる文脈に応じて区別されてきた。しかし、**Fujii** 判決を契機として、これらの問題は区別されない傾向にある。また、自動実施条約に係わる問題は、現在では、四つの法理を中心に裁判所において議論されているが、判断基準として条約締結権者の意思が最も重視されている。

審査の結果の要旨

審査対象となる論文は、アメリカ合衆国を起源とする自動実施条約に係わる問題を扱うものである。この論文が主たる素材とするのは合衆国裁判所の判決であり、その動向を詳細に論ずることにより、自動実施条約の有無を判断する基準—4つの法理—を解明している。そして、最も重視される基準として「条約締結権者の意思」を挙げている。これは条約の自動実施性を判断する際に「意思」の問題に注目すべきことを論証するものであり、英米法の観点から深い考察が試みられていることは画期的であり、国際法では極めて稀有な論文と位置付けることができる。

論文審査においては、とくに下記の1～6が問題・質問事項とされ、論文執筆者がこれに答える形で展開された。1と2は用語の確認、研究者としての基本姿勢を問うものであり、3～6は論文の個々の内容を取り上げて、更なる説明を求めるものであった。

1は self-executing なる英語を「自動実施」と邦訳する執筆者独自の用語について、この論文を出発点とする今後の新たな論文でも、この用語を使用し一般化に努めたい旨の執筆者の意思を確認したため、この用語の使用の適切さ等をさらに説明する必要があるのではないかと指摘があった。2は論文執筆者がいう「多要素アプローチ」について、引用されている、いわゆるイェール学派の考え方をどう捉えているのか、執筆者の国際法学者としての立ち位置を問う質問が出された。執筆者は同学派を必ずしも支持していないこと、同調しないとする立場・考え方を明確にした。

上記の4つの法理は、①「合憲性の法理」、②「私的訴権の法理」、③「意思に基づく法理」④「司法判断適合性の法理」であり、3はそのうちの①④の違いを問うものであった。①は連邦議会の独占的な立法権限、④は裁判所の権限に各々着目するものであり、その違いは明らかである旨の説明があった。ちなみに④との関連で、政治問題に対する裁判所の対応について言及があり、より説得力のある説明となった。4は③について、この「意思」を「条約当事国全体の意思」と「条約締結権者の意思」に分けて考察する必要性、その意義等の説明があった。これに対し、そもそも条約解釈とは意思の探求に他ならないものであり、国際法は条約の起草過程にも触れて適正な解釈を追求している。国際法の観点からの更なる説明、日本への影響等も意識した論文を今後の課題とすべき旨の指摘があった。5は個々の裁判例に関するものであり、「Fujii 事件」カリフォルニア州最高裁判決について、条約の最高法規性を規定する連邦憲法との矛盾を指摘する質問があったが、この判決はあくまでも例外として捉えていること、したがって従来の定説を変えるものではないとの説明があった。6は5と同様に個別の裁判例に関するものであり、「Medellin 事件」で示された反対意見について、不明確な意見の根拠が連邦憲法であるとする明解な説明があった。

以上の論文審査を経て、主査・副査が合議のうえ最終的に得た結論は、「博士論文」として相応しい内容を備えているとの確信であり、これを「合格」とすることであった。